

令和6年5月10日
国土交通省東北地方整備局
成瀬ダム工事事務所

成瀬ダムの建設に関する基本計画（第4回変更）に向けた 秋田県知事等への意見聴取

国土交通省では、成瀬ダム建設事業について、特定多目的ダム法に基づく基本計画の変更に向け、秋田県知事等への意見聴取を開始しました。
今回の変更は、工期および事業費を変更するものです。

国土交通省東北地方整備局では、雄物川流域の洪水被害の軽減、既得用水の補給など流水の正常な機能の維持、かんがい用水の補給、水道用水の補給、発電を目的に成瀬ダム建設事業を進めています。

今般、成瀬ダム建設事業について、特定多目的ダム法第4条に基づく基本計画の変更（工期および事業費の変更）に向け、5月10日付けで地方負担の負担者である秋田県知事並びに、ダム使用権の設定予定者である湯沢市（水道）、横手市（水道）、大仙市（水道）および秋田県（発電）への意見聴取を開始したのでお知らせします。

（添付資料）

- 別紙 成瀬ダムの建設に関する基本計画（第4回変更）【案】について

発表記者会：秋田県政記者会、横手記者会、秋田魁新報社大曲支局・湯沢支局
日刊秋田建設工業新聞、建設新聞社秋田支局

問い合わせ先

国土交通省 東北地方整備局 成瀬ダム工事事務所

〒019-0801 秋田県雄勝郡東成瀬村田子内字宮田97-1

電話番号：0182-23-8450（代表）

副所長 すがわら たかゆき
菅原 崇之（内線204）

成瀬ダムの建設に関する基本計画 (第4回変更) 【案】について

○変更案の概要

- ・ 工期を令和8年度から令和9年度に1年間延伸
- ・ 事業費を約2,230億円から約2,600億円に約370億円増

○変更理由

- (1) 働き方改革関連法に基づく労働条件を考慮した適切な工期の確保により、工期の変更が必要となりました。
- (2) 基本計画第3回変更以降に生じた社会的要因の変化および現場条件の変化等による変更が必要となり、コスト縮減の工夫をしてもなお、事業費の変更が必要となりました。

【参考】

1. 事業概要

建設予定地：雄物川水系成瀬川（秋田県雄勝郡東成瀬村椿川）

- 目的：（１）洪水調節
（２）流水の正常な機能維持
（３）かんがい
（４）水道（湯沢市、大仙市、横手市）
（５）発電（秋田県）

2. 経過

昭和58年	4月	実施計画調査着手（秋田県）		
平成3年	4月	国直轄事業に移行		
平成9年	4月	建設事業着手		
平成13年	5月	基本計画告示	総事業費：約1,530億	工期：平成29年度
平成13年	10月	下流工事用道路工事着手		
平成15年	3月	用地補償基準妥結		
平成20年	1月	「雄物川水系河川整備基本方針」策定		
平成22年	9月	ダム事業の検証に係る検討について国土交通大臣から指示		
平成25年	1月	ダム事業の検証に係る対応方針決定（事業継続）		
平成26年	3月	基本計画（第1回変更）告示	総事業費：1,530億円	工期：平成36年度
平成26年	11月	「雄物川水系河川整備計画（大臣管理区間）」策定		
平成29年	4月	「雄物川水系河川整備計画（大臣管理区間）」変更		
平成29年	9月	基本計画（第2回変更）告示	ダム形式変更	
平成30年	9月	本体工事着手		
令和3年	9月	基本計画（第3回変更）告示	総事業費：2,230億	工期：令和8年度

3. 進捗状況（令和5年度末時点）

事業費：現行基本計画約2,230億円に対し、約1,706億円支出
（約76.5%※事業費ベース）

用地等：用地99%取得、家屋移転100%

工事：本体工事（基礎掘削完了、本体打設85%）

付帯道路（付替国道100%完成・林道95%完成）